

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております)

3074号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 武居丈二：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<http://www.zck.or.jp>



春の訪れ (埼玉県越生町)

もくじ

● 情 情 随 情 政

報 報 想 報 策

非常勤職員の整理と分類について (後編)	策
町村Navii	報
住む喜びを実感し笑顔あふれる光さすまち	報
町村週報主要索引	報
新任都道府県町村会長の略歴	報
全国町村会総務部 法務支援室長 弁護士 西ヶ谷 尚人	政
日之影…宮崎県日之影町長 佐藤 貢	
(1) (8) (7) (5) (2)	

コラム

ちっちゃな村の大きな夢

ジャーナリスト 松本克夫

日本の人口が増加から減少に転じた平成の30年間に、何と人口を倍増させた村がある。全国で面積が最小の富山県舟橋村である。15分も歩けば外に出てしまいそうな小さな村だが、昭和初期に同村の村長は、「舟橋村は日本のモナコになる」と宣言した。それ以来、山に囲まれた村でもないのに、昭和、平成と合併への圧力をはねのけてきた。

昭和45年の新都市計画法による線引きで全域が市街化調整区域に指定されてからは、住宅整備がままならず、一時は子どもの出生数の減少に悩まされた。しかし、昭和の最後に、長年の市街化調整区域からの除外運動が実った。直ちに宅地造成に動いた結果、村への転入者は急増し、平成の初めに14000人程度だった人口は30000人を突破した。

交流人口はもっと増えた。舟橋村には、富山地方鉄道の駅舎と併設したユニークな村立の図書館がある。天然記念物の二ホンカモシカが入り込んだ騒動があったから、「カモシカとしゃかん」の愛称で呼ばれている。子ども

もが楽しめる場とあって、村外の利用者も多い。貸出登録者数は人口の6倍もの1.9万人に達している。子育て支援センター「ららんこ」も、気軽に利用できることから、8割以上が村外の利用者である。村外向けのサービスが過ぎるような気もするが、金森勝雄村長は、外から人が集まると、村のビジネスや転入者の増加につながると歓迎している。

昨年、村は子どもたちの提案を入れた公園づくりや毎月の「月イチ園むすび」イベントが評価され、日本公園緑地協会主催の都市公園等コンクールで国土交通大臣賞を受賞した。新旧住民の連帯感を高めるために作った村歌「ちっちゃな舟橋村」では、「ちっちゃなちっちゃな ちっちゃなちっちゃな ちっちゃなちっちゃな ちっちゃなちっちゃな ちっちゃなちっちゃな ちっちゃなちっちゃな 舟橋村」という小ささを楽しむかのようなフレーズが8回も繰り返される。その後に「大きな大きな 大きな 夢もってゆこう」が続く。小さくとも独自の村づくりに誇りを持つ子どもたちが抱く夢は大きい。

写真キャプション

関東三大梅林の一つ、越生梅林。園内には650年以上前の古木「魁雪」をはじめ、白加賀、越生野梅、紅梅など約1,000本の梅の木があり、町全体では約25,000本の梅が咲き誇る。2月下旬から今月21日まで開催された「梅まつり」は大勢の観梅客で賑わった。

非常勤職員の整理と分類について(後編)

全国町村会総務部 法務支援室長 弁護士 西ヶ谷 尚人

本稿において、「平成29年改正」とは、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律による改正をいい、「地方公務員法」とは、同改正を反映した地方公務員法をいいます。また、「マニュアル」とは、平成30年10月総務省自治行政局公務員部「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル(第2版)」をいいます。なお、文中意見にわたる部分については、筆者の私見となります。

第1 はじめに

前稿(3073号掲載)では「臨時・非常勤職員の任用根拠の明確化・適正化」についてのイメージ及び各任用における留意点等について説明しましたが、本稿では、平成29年改正の趣旨に沿って、非常勤職員を特別職非常勤職員、会計年度任用職員又は私人に振り分ける際の検討事項について説明したいと思います。

第2 非常勤職員の振り分けについて

1 一般職と特別職の整理

(1) 一般職とは、特別職を除いた一切の地方公務員の職であることから(地方公務員法第3条第2項)、特別職非常勤職員に該当しない非常勤職員が一般職非常勤職員となります。そして、前稿にて説明したとおり会計年度任用職員ではない一般職非常勤職員の任用は避けなければなりませんので、特別職非常勤職員に該当しない非常勤職員は、全て会計年度任用職員となります。

(2) すなわち、特別職の種類は同法第3条第3項に限定列挙されているところ、このうち非常勤の職に係るものである第1号の一部、第2号、第3号、第3号の2及び第5号の5種類に該当しない非常勤職員は、全て会計年度任用職員として任用することになります。

(3) この考え方を整理したものが【図1】です。このうち、特別職非常勤職員に該当するかどうかで疑義が生じるのは専ら第3号の特別職非常勤職員です。

そこで、以下は【図1】の赤く囲んだ部分について検討してみたいと思います。

2 「第3号の特別職非常勤職員の要件に該当するか」について

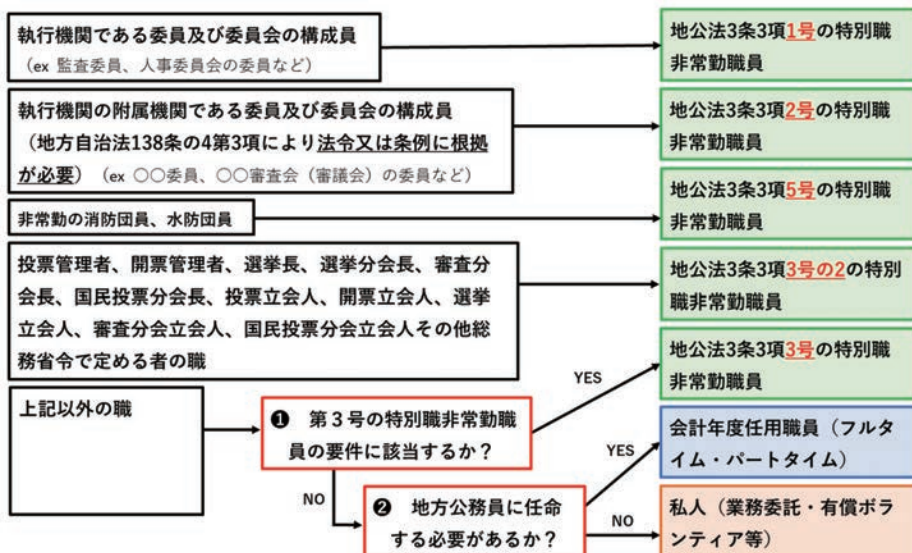
(1) 地方公務員法第3条第3項第3号の特別職非常勤職員(以下「第3号の特別職非常勤職員」といいます。)として任用できるかは、平成29年

類に該当しない非常勤職員は、全て会計年度任用職員として任用することになります。

(3) この考え方を整理したものが【図1】です。このうち、特別職非常勤職員に該当するかどうかで疑義が生じるのは専ら第3号の特別職非常勤職員です。

そこで、以下は【図1】の赤く囲んだ部分について検討してみたいと思います。

■ 図1



改正により厳格化された要件に該当するかどうかによりします。

すなわち、①専門的な知識経験又は識見を有すること、②当該知識経験等に基づき事務を行うこと及び③事務の種類が、助言、調査、診断又は総務省令で定める事務であること。の全ての要件を満たす必要があります。

政 策

(2)法令に基づき設置される第3号の特別職非常勤職員の具体例はマニュアルの14ページに限定列举されています。

(3)地方公共団体が独自に設置する職に係る第3号の特別職非常勤職員についても、前記①②③の要件を全て満たすことが必要となります。

なお、ここでいう「助言」を事務とする者は、広く住民等に意見を陳述するものではなく、地方公共団体の機関等に対して意見を述べる者を指すとされています(マニュアル「問2-3」)。

3 「②地方公務員として任命する必要があるか」について

(1)前記①において第3号の特別職非常勤職員の要件を満たさない者については、他の特別職非常勤職員にも該当しないことから【図1】参照)、非常勤職員として任用する場合は会計年度任用職員として任用することになります。

他方、非常勤職員として任用しない場合は私人として整理することになります。

(2)地方公務員に任命する必要があるか否かについては、地方公務員法の定める服務を課す必要があるか否か、が一つの考慮要素になります。

具体的には、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務(同法第32条)や秘密を守る義務(同法第34条)等の義務を課す必要があるか否か、を検討することになります(但し、パートタイムの会計年度任用職員については営利企業への従事等の制限は適用されません。同法第38条第1項ただし書)。

ここで、上司の職務上の命令に従う義務が課されることから、会計年度任用職員は任命権者の指揮監督下で業務に従事する労働者性のある者が想定されています。また、住民のプライバシーに直接接する業務に従事する場合には、法律上の守秘義務を負う必要があるため、地方公務員に任命する必要があるといえます。

(3)また、災害保障の観点も一つの考慮要素となると考えられます。すなわち、私人として整理する場合には、職員ではないため地方公務員災害補償法、労働者災害補償保険法及び非常勤職員の公務災害補償等に関する条例は適用されません(法人等の事業者に委託する場合は、当該法人等の労働者は労災補償の対象となります)。

これまで特別職非常勤職員が従事してきた業務を委託等に切り替える場合は、これらの災害補償が及ばな

くなる可能性がある点も考慮する必要があります(図2)【参照】

(4)地方公務員に任命せず、私人として整理する場合の方法としては、「委託」が考えられます。「委託」の場合、受託者は、自己の名と責任において当該業務を行うことから、地方公共団体は、受託者が業務を行う場所や時間等について直接指揮命令することはできません。受託業務に従事する者を地方公共団体が直接指揮命令することは、労働基準法や労働安全衛生法等の関係が問題になるので注意が必要です。

(5)このように、第3号の特別職非常勤職員の要件を満たさないものについては、「会計年度任用職員」「私人」のそれぞれの性質を考慮した上で、最も適した形で整理することが必要となります。

第3 具体的な検討について

以上を踏まえ、当室に最も多く質問が寄せられた区長と地域おこし協力隊について整理してみたいと思います。

1 区長

(1)区長の業務は町村により様々です

■ 図2 各任用根拠と服務及び災害補償との関係

	特別職非常勤職員 (地公法3条3項3号)	会計年度任用職員 (地公法22条の2)	臨時的任用職員 (地公法22条の3)	私人
服務	×	○	○	×
災害補償	○ (非常勤職員の公務災害条例)	○ (地公災法、労災法又は非常勤職員の公務災害条例)	○ (地公災法)	× (○:事業者委託、災害補償保険)

政 策

が、例えば「広報誌の配布」「アンケートの回収」や「住民からの要望の対応」は、前記③に該当しないため、第3号の特別職非常勤職員として任用することはできないと考えられます。

(2)続いて、上記の業務を達成するために服務を課す必要があるかどうかを検討することになり、それがこれまでの運用や実態と整合しない場合は、私人として整理することになります。

(3)区長については、私人として「委託」を検討している町村が多いと思われ、また、「委託」にあたっては、自治会（町内会）へ委託することも考えられます。この他にも自治会（町内会）への補助金という形で支出し、各業務を自治会（町内会）の本来の業務として扱っている例もあるようです。

そして、災害補償の観点からは、民間損害保険会社との間で自治会活動保険等を契約することで、災害補償に配慮している町村も存在するようです。

業務の委託・ボランティアと災害補償等との関係については【図3】を参照してください。

2 地域おこし協力隊

(1)地域おこし協力隊の業務も町村に

よって様々ですが、基本的に前記①から③までの要件を満たさないことから、第3号の特別職非常勤職員として任用することはできないことが多いと考えられます。

(2)そして、地域おこし協力隊の業務の目的を達成するためには、多くの場合、服務を課す必要があると考えられますので、地方公務員として任命する必要があら

ると思われる。(3)このように、基本的には、地域おこし協力隊は一般職の地方公務員として任命することになり

(マニキュア16ページ)、会計年度任用職員として任用することになると考えられます。

【図3】業務の委託及びボランティアと災害補償等との関係

方法	金銭の名目	立場	誰の業務か	災害補償	備考
自治会への委託	委託料	私人	自治体の業務	なし。 (自治会活動保険への加入の可否は民間損害保険会社に要確認)	・委託契約が必要（個人への委託も理屈上は可能）。 ・受託者は、委託業務を遂行する契約上の義務を負うことになる。
ボランティア（任意の協力）	謝礼金（報償金）	私人	自治体の業務	同上	・謝礼金は、要綱又は自治会との協定に基づき支給する。 ・金額は、社会通念上の謝礼の範囲を超えないことが必要（最判S39.7.14など）。
	補助金	私人	自治会の業務	自治会活動保険に加入可能。	・「公益上の必要がある場合」に該当することが必要（自治法232条の2）。 ・補助金は、既存の補助金支給規則に基づき支給する。 ・各区長へ交付する金額は、自治会が決めることになるので、自治体は関知しない。

※自治会活動保険への加入の可否は民間損害保険会社に確認して下さい。区長以外に会員がいる場合は、自治会の会員（住民）の全員が加入する必要があります。また、被保険者は自治会の会員（住民）となりますが、保険契約者は自治体又は自治会のいずれも考えられます。

なお、業務によっては隊員に「労働者性」が認められないことも考えられ、そのときは私人として整理し、隊員との間で委託契約を締結することもあり得ます。このときの注意点などについては、平成29年5月総務

省地域力創造グループ地域自立応援課「地域おこし協力隊の受け入れに関する手引き（第2版）」を参照してください。

第4 おわりに

本稿では、非常勤職員を特別職非常勤職員、会計年度任用職員又は私人に振り分ける際の検討事項について説明いたしました。

他の職種についての検討やさらに詳細な説明については、町村ドットコム「法務支援室」(http://www.zck.or.jp/choson/9_houmu.html)に掲載しておりますので、こちらもご確認頂ければと思います。

町村では本稿で取り挙げたもの以外に多様な職種があり、その整理には悩ましい点が多数ありますが、本稿が町村のスムーズな対応への一助となれば幸いです。

◎「町村週報」購読のご案内◎
「町村週報」を毎号ご自宅や職場にお届けいたします。ご購入を希望される方は、はがき、FAXまたはEメール (kouhou@zck.or.jp)にて、全国町村会広報部までお申し込み下さい。

★年間購読料1,500円（送料込み）

情 報

栃木県町村会、地域活性化センターと連携した「人材育成事業」の初年度が終了

栃木県町村会（会長 古口達也茂 木町長）は（一財）地域活性化センター（椎川忍理事長）と連携した「人材育成事業」を平成30年10月16日から開始しました。この人材育成事業ではこれからの地域づくりを担う県下11町職員の企画力、実行力の向上を目指して、係長及び係長候補となる職員など計22名を対象として全4回の現地セミナーを実施しました。また、受講生は希望選択制で地域活性化センターの土日集中セミナー（2日間、東京開催）や地方創生実践塾（2〜3日間、地方開催）にも参加しました。

なお、栃木県町村会と（一財）地域活性化センターは平成31年1月30日に人材育成連携協定を締結しました。

【現地セミナー開催概要】

〈第1回〉平成30年10月16日開催
・「地方創生から自分たちの地域創生へ〜いま自治体職員がしなければならぬこと〜」
地域活性化センター理事長 椎川忍氏

・「人口推計の手法とRESSAS等を用いた地域経済循環分析の手法」
地域活性化センター人口・地域経済研究室

〈第2回〉平成30年11月13日開催
・「地域に飛び出す公務員」
山形市企画調整課課長補佐兼交通企画係長 後藤好邦氏

・「公務員のデザイン力」
三芳町秘書広報室 佐久間 智之氏

〈第3回〉平成30年12月13日開催
・「ナリワイ以上の地域ビジネスの創業」
インテグ総合計画株式会社代表取締役 齊藤 俊幸氏

・「桃色ウサヒとまちおこしの非主流」
地域振興サポート会社まよひが企 画代表 佐藤 恒平氏

〈第4回〉平成31年2月1日開催
・「政策形成の視点から考える地域づくり」
「気づき、学びから実践へ（グループワーク）」
首都大学東京大学院教授 大杉 寛氏

現地セミナーは栃木県自治会館で、各回1日で午前・午後の2部構成とし、特色ある地域づくりの取組や地域との関係構築の手法など様々なテーマで講義・グループワークを実施しました。

2月1日に開催された第4回現地セミナーでは、首都大学東京大学院の大杉教授を講師に迎え、午前の部は政策形成・課題解決に向けたアプローチの手法など体系的な政策形成理論を学び、午後の部はグループワーク形式で全4回の講義について受講生同士が対話しながら振り返り、最後に各町で実践したいことを



体系的な政策形成理論を学ぶ



受講生同士によるグループワーク

全員が宣言して幕を閉じました。受講後に実施したアンケートでは、多くの受講生が現地セミナーについて「有意義・大変有意義であった」と回答しています。また、「もっと長く聞きたい」や「町同士の仲間づくりができた」、「学んだ取組や事例を町に取り入れたい」などの感想が寄せられるなど、受講生の満足度も高い結果となりました。

栃木県町村会では来年度も引き続き、地域活性化センターと連携して人材育成事業を実施する予定です。

随 想

日之影町には一つの神話が残されています。

神武天皇の兄、三毛入野命（みけいりのみこと）が乱暴者の鬼八（きはち）を退治しようと追い詰めたところ、鬼八が大雨で川を増水させて逃げようとしたことにお怒りになり、天を仰いで天つ神に祈りをささげると、降りしきっていた雨が上がり雲間から日が差し、鬼八退治を成し遂げた、というものです。

雲間からの日差しを「日の影」と

随 想

住む喜びを実感し 笑顔あふれる 光さすまち 日之影

ひのかげ さとう みつぐ
宮崎県日之影町長 佐藤 貢



言い、この神話が町名の由来となっています。

日之影町は、宮崎県北部に位置し、人口3,700人、面積が277.67km²の中山間地域です。東は水郷「延岡市」、西は神話の里「高千穂町」に接し、町の中心部を五ヶ瀬川が東西に貫流、その支流として日之影川が北部を東西に二分し、大小様々な河川により深いV字形の溪谷美を形成しています。

私は、大学を卒業した昭和55年、県外への就職が決まっていました。大学の大先輩である当時の町長の勧めもあり、日之影町に帰ってきました。

翌年4月に役場に入庁し、農林振興課長、企画開発課長、助役、副町長を務め、平成25年12月に町長に就任、現在5年目を迎えています。

本町の基幹産業は農林業です。

農業は水稲、畜産を基本に果樹、花卉、野菜、椎茸、葉たばこ等を組み合わせた複合経営が中心ですが、近年の担い手の高齢化や後継者不足による耕作放棄地の増加により、農業の衰退が心配されています。その対策として、平成28年10月に町長が代表取締役を務める農業法人「ひのかげアグリファーム」を設立し、翌年4月にグラントオープンしました。

現在、水稲の基幹作業を中心に農

地や樹園地の除草などの受託事業を伸ばしています。また、「ふるさと宮崎ワーキングホリデー」の受け入れを行うとともに、会社としての経営から自社による農作物の生産、販売にも力を入れています。

今後も、農家の多様なニーズに可能なかぎり対応しながら、農業、農村の持続的な発展に繋げていきたいと思っています。

林業については、町土の91%が森林で、うち71%が民有林、さらにその約7割が伐期を迎え、伐採や下刈り、再造林などの担い手不足が深刻な課題となっています。

森林組合や素材生産業者だけでは手が回らない状態ですが、来年度から始まる森林環境譲与税を活用しながら、長期的な林業施策の検討と森林の循環利用を目指し、人材の確保や自伐林家の育成にも取り組みたいと思っています。

今年4月下旬には、道の駅「青雲橋」が新たにリニューアルオープン

します。新しい道の駅は規模を2倍に拡大し、農産物直売所やレストランのほか、展望デッキや観光案内所を設け、本町が進める森林セラピー基地や世界ブランドの世界農業遺産、ユネスコエコパークとの連携を図りながら、日之影町観光の拠点として、情報発信の強化に期待しています。

また、平成28年4月の熊本地震を

機に防災拠点施設としての庁舎の耐震化が課題となりましたが、昨年6月に移転先を決定し、町民ホールを備え、図書館機能を充実した文化施設との複合施設として、2年後の完成を目指して取り組んでいます。

平成26年5月、日本創生会議から「2040年までに896の自治体が消滅する」と予測が発表され、本町も消滅可能性都市に挙げられました。

過疎化・高齢化や後継者不足などの課題には以前から取り組んできましたが、予測を覆すため様々な政策に取り組んでいます。最近では、移住者やUターン者が徐々に増えていることもあり、人口の自然減は進んでいるものの、社会動態での減少は小さくなってきました。

本町は小さな町ではありませんが、112の集落が点在し、地域を守りながら神楽や農村歌舞伎、団七踊りなどの伝統芸能、竹細工やわら細工の工芸等も受け継がれています。

人口は少なくなっても、このような日之影町を誇りに思い、安心して子育てをし、健康で生きがいを持って暮らすことができる環境づくりが大切であると思います。

課題はまだありますが、独自の文化を守り育て、地域の繋がりを大切にしながら町民に寄り添った行政を進め、日之影に住む喜びが実感できるまちづくりを進めていきます。

町村週報主要索引

平成30年4月～平成31年3月
3035号～3074号

〈論 説〉

町村一存亡の危機をしのぎ切る
東京大学名誉教授
大森 彌 3062 (2)

「にぎやかな過疎」をつくる―農山漁村
の地方創生―
明治大学農学部教授
小田切 徳美 3065 (5)

持続可能な社会とは何か―農山漁村の役
割を考える―(前編)
特定非営利活動法人ECCOPULUS代表理事
早稲田大学文学学術院教授
立教大学客員教授
高野 孝子 3071 (2)

持続可能な社会とは何か―農山漁村の役
割を考える―(後編)
特定非営利活動法人ECCOPULUS代表理事
早稲田大学文学学術院教授
立教大学客員教授
高野 孝子 3072 (2)

〈活 動〉

「合区」の早期解消促進大会」を開催―市
町村長等、関係者約300名が出席―
3039 (2)

総務大臣・地方六団体合会に荒木会長が
出席―翌年度以降の地方一般財源総額の
あり方等について意見交換―
3039 (4)

自民党「財政再建」に関する特命委員会に
に岩田副会長が出席 3039 (5)

国と地方のシステムワーキング・グルーブ
で汐見財政委員長が意見 3040 (2)
地方分権改革有識者会議 提案募集検討
専門部会に村上行政委員会委員が出席
3040 (3)

第9回 まち・ひと・しごと創生担当大
臣と地方六団体との意見交換会に荒木会
長が出席 3041 (2)
「地域農政未来塾」(第3期生) を開講し
将来を展望した農政を実行できる職員を
養成し 3041 (4)

「国と地方の協議の場」に荒木会長が出
席―「骨太の方針」の策定等について協
議― 3043 (2)
参議院選挙における合区の早期解消を要
請 3043 (4)

第32次地方制度調査会が発足―本会から
は荒木会長が委員として参画―
3047 (2)
平成31年度政府予算編成等で要請活動
3047 (3)

平成31年度政府予算編成及び施策に関す
る要望―重点事項― 3047 (5)
平成31年度政府予算編成及び施策に関す
る要望 3047 (9)

平成30年7月豪雨災害に関する緊急要望
を実施 3048 (2)
小規模企業基本政策小委員会に富田経済
農林委員会委員が出席 地域コミュニ
ティ維持のため商工会の役割について意
見 3048 (4)

平成30年7月豪雨災害及び危険なプロッ
ク塀に関する緊急要望を実施―公立小中
学校の老朽化対策・空調設備・トイレ改
修等に係る要望も実施― 3053 (2)
自由民主党 総務部会関係合同会議に荒
木会長が出席 3053 (3)
荒木会長が北海道胆振東部地震の被災地
を訪問 3056 (2)

都市・農村共生社会創造シンポジウム2
018を開催―「インバウンド」―新し
い価値発見者―をテーマに議論―
3056 (3)
平成30年度 市町村長及び市町村議会議
長 総務大臣表彰式挙行される
3057 (9)

平成30年北海道胆振東部地震に関する緊
急要望を実施 復旧・復興に対する十分な
地方財政措置などを要請 3058 (2)
「国と地方の協議の場」に荒木会長が出
席―地方創生及び地方分権改革の推進等
について協議― 3059 (2)
「未来投資会議」に荒木会長が出席
3062 (5)

全国町村長大会ひらく 3063 (2)
自民党「予算・税制等に関する政策懇談
会」に遠藤財政副委員長が出席
3063 (49)
公明党総務部会ヒアリングに岩田副会長
が出席 3063 (50)
第10回まち・ひと・しごと創生担当大臣
と地方六団体との意見交換会に荒木会長
が出席 3063 (51)
平成31年度政府予算編成で要請活動し決
議・要望事項の実現求める―
3064 (2)
全国町村会会長新年挨拶 3065 (2)
総務大臣年頭所感 3065 (3)
総務大臣・地方六団体合会に荒木会長が
出席 3065 (9)

〈政 策〉

「国と地方の協議の場」に荒木会長が出
席 3065 (11)
「第32次地方制度調査会第2回総会」に
荒木会長が出席 3065 (13)
幼児教育無償化に係る財政措置について
3065 (15)
都道府県町村会正副会長交流会を開催―
自治功労者61名を表彰― 3069 (2)
地域農政未来塾修了式を開催し第3期生
21名の町村職員が受講し 3069 (7)

「消防団員の確保方策等」に関する検討会
報告書の概要 3033 (2)
意欲ある高齢者、社会の支え手側に 高
齢社会対策大綱が改定 3036 (2)
ふるさと納税に係る返礼品の送付等につ
いての総務大臣通知について
総務省 自治税務局市町村税課課長補佐
吉井 俊弥 3037 (2)
TPP11力国、新協定に署名し米国抜き
で早期発効へ 3038 (2)
「文化財保護法及び地方教育行政の組織
及び運営」に関する法律の一部を改正する
法律案」の概要 3039 (7)
新たな森林管理システム(森林経営管理
法案)について―林業の成長産業化に向
けて― 林野庁計画課首席森林計画官
箕輪 富男 3040 (4)
平成30年版「地方財政白書」―地方財政
の概況と諸課題への対応― 3041 (6)

「農村付き空き家」の手引きについて
国土交通省土地・建設産業局企画課企画
専門官 田村 英之 3042 (2)
「農泊」による取組地域の自立的発展と
農山漁村の所得向上について
農林水産省農村振興局農村政策部都市農

村政策部都市農

村政策部都市農

村政策部都市農

村政策部都市農

村政策部都市農

村政策部都市農

情 報

- 村交流課課長補佐 北川 愛二郎 3044 (2)
- 共同による地域づくり、多様な主体の参加を―今後の共同による地域づくりのあり方で報告書― 3045 (2)
- 平成30年版「小規模企業白書」―地域課題に対応する小規模事業者の事例を紹介― 3045 (5)
- 人手不足対応に重点 財政再建へ中間指標―成長戦略・骨太方針― 3046 (2)
- 「田園回帰」に関する調査研究報告書の概要 総務省自治行政局過疎対策室 3046 (4)
- 若手農家は設備投資で高収入傾向―平成29年度食料・農業・農村白書― 3049 (2)
- 新たな森林管理システム構築で森林資源の更なる活用を目指す―2017年度森林・林業白書― 3050 (2)
- 「まち・ひと・しごと創生基本方針2018」について―内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局― 3051 (2)
- 訪日外国人観光客らが地方経済に与える効果を分析―平成30年版観光白書― 3051 (4)
- 不交付団体78で2年ぶり増―道府県分1・3%減、市町村分2・7%減―2018年度普通交付税大綱 3052 (2)
- 「地域循環共生圏」創出で持続可能な地域づくり―2018年版環境白書等― 3052 (4)
- 平成30年版 防災白書 過去の防災対策が生かされた九州北部豪雨災害 3053 (5)
- 「人づくり革命」で少子化に歯止め―2018年版少子化社会対策白書― 3054 (2)
- 自治体戦略2040構想研究会第一次・第二次報告について 総務省自治行政局 2040戦略室課長補佐 吉村 顕 3055 (2)
- 一般財源総額0.9%増―交付税は減臨財値は増―2019年度総務省概算要求― 3057 (2)
- ため池の整備事業を強化―18・5%増の2兆7、269億円―2019年度農林水産省予算概算要求― 3058 (4)
- 防災・減災対策を強化―18・9%増の6兆9、070億円―2019年度国土交通省予算概算要求― 3059 (4)
- 医療・介護費に歯止めかららず―2.5%増の31兆8、956億円―2019年度厚生労働省概算要求― 3060 (2)
- 7割が老後の所得保障の充実を希望―平成28年社会保障を支える世代に関する意識調査― 3061 (2)
- 地方移住、就労に支援金85億円―マッチングの仕組み構築も―2019年度地方創生関係予算概算要求― 3062 (6)
- 全国森林計画の策定について ―森林資源の循環利用の推進に向けて― 3064 (4)
- 消費増税対策で100兆円超―税収のみ、財政再建へ不安も―2019年度政府予算案 3066 (2)
- 平成31年度関係省庁予算特集号 3067 (2)
- 「水道財政のあり方に関する研究会」報告書について 総務省自治財政局公営企業経営室課長補佐 松尾 大輔 3068 (2)
- エリア放送を活用した地方自治体による災害関係情報の発信について 総務省情報流通行政局衛星・地域放送課地域放送推進室 3070 (2)
- 非常勤職員の整理と分類について(前編) 全国町村会総務部 法務支援室長 弁護士 西ヶ谷 尚人 3073 (2)
- 非常勤職員の整理と分類について(後編) 全国町村会総務部 法務支援室長 弁護士 西ヶ谷 尚人 3074 (2)
- 〈随 想〉
- 地方創生による「花のまち柴田」のブランド化 宮城県柴田町長 滝口 茂 3035 (12)
- 「町制施行120年 新たな挑戦」 香川県宇多津町長 谷川 俊博 3036 (12)
- 若者よ、上市に帰って 富山県上市町長 中川 行孝 3037 (12)
- 体験！発見！アクティブに楽しめる町岬町(みさきちょう) 大阪府岬町長 田代 堯 3038 (10)
- 100年安心して住めるまちづくりを目指して 千葉県酒々井町長 小坂 泰久 3039 (12)
- ふるさとが好きなきずに 広島県北広島町長 箕野 博司 3040 (11)
- 心地よく健やかに暮らせるためにみんなでつくる鳴沢村 山梨県町村会長・鳴沢村長 小林 優 3041 (11)
- 昭和・平成・そして 埼玉県町村会長・嵐山町長 岩澤 勝 3042 (12)
- 「有人国境離島法」がたなく島の未来 長崎県新上五島町長 江上 悦生 3043 (12)
- 「観光立町宣言 湯沢町」君と一緒に暮らす町 新潟県湯沢町長 田村 正幸 3044 (13)
- 豊かなふるさとの原風景を次世代に引き継いで!! 栃木県塩谷町長 見形 和久 3045 (13)
- 受け継がれる「学習と交流」の精神 熊本県小国町長 北里 耕亮 3046 (14)
- 地域活動に原点あり 兵庫県神戸町長 山名 宗悟 3048 (12)
- 災害に強い、被災を繰り返さないまちづくりをめざして 東京都大島町長 三辻 利弘 3049 (12)
- わが町のさらなる発展に向けて 徳島県北島町長 古川 保博 3050 (10)
- 「ふる里上牧」をつくる。それはこの町の存続につながる。 奈良県町村会長・上牧町長 今中 富夫 3051 (12)
- 交流から移住・定住へ 愛知県東栄町長 村上 孝治 3052 (12)
- 雑感 山口県阿武町長 花田 憲彦 3053 (11)
- 小さな村にある大きな希望 岩手県普代村長 柁屋 伸夫 3054 (10)
- 「親仁善隣」遥かなり!

情 報

沖縄県与那国町長
外間 守吉 3055 (11)

近き者説ひ、遠き者来たる
秋田県羽後町長
安藤 豊 3056 (10)

町制施行125周年 住民満足度100%のまちを目指して
長野県下諏訪町長
青木 悟 3057 (11)

へ湯梨浜の世界戦略「くぐらウンド・コルフで、友情と健康の輪を世界に」
鳥取県湯梨浜町長
宮脇 正道 3058 (9)

2年目に思う
高知県いの町長
池田 牧子 3059 (12)

ポランティアについて考えさせられたこと
大分県日出町長
本田 博文 3060 (12)

小さくても笑顔あふれるまちへ
和歌山県美浜町長
森下 誠史 3061 (12)

日本一のキャベツの村 菊恋村
群馬県菊恋村長
熊川 栄 3064 (13)

「持続可能な日本で最も美しい村」をめ
として
岡山県新庄村長
小倉 博俊 3065 (22)

おやま百年の計
静岡県小山町長
込山 正秀 3066 (11)

「小さなへとも光輝く村づくり」を目指して
鹿児島県町村会長・大和村長
伊集院 幼 3068 (12)

花はすとの出会いとまちづくり
福井県南越前町長
岩倉 光弘 3069 (10)

澄んだ星空の下で思うこと
青森県深浦町長
吉田 満 3070 (11)

篠栗町に生まれて
福岡県篠栗町長
三浦 正 3071 (11)

歴史と文化が薫る湘南発祥のまちへ
あ、大磯で君の物語をはじめよう
神奈川県大磯町長
中崎 久雄 3072 (11)

温泉は地球から贈られた奇跡の水
北海道豊富町長
工藤 栄光 3073 (11)

住む喜びを実感し 笑顔あふれる光さす
まちづくり
宮崎県日之影町長
佐藤 貢 3074 (7)

「夢と希望が持てるまちづくり」の実現
に向けて「活気や魅力を維持し、持続可
能な発展を遂げる町に」
富山県朝日町
みんなで豊根おこしが合言葉！住民総
力の村づくり
愛知県豊根村
日本一の「そぎ茶」を世界へ「こご
でしか体験できないツアーリズム」
長崎県東彼杵町
暮らしを磨き夢を導くその先の輝きへ
を目指して
新潟県原田上町
初夏に雪の結晶「雪華」が咲くまち
秋田県美郷町
次世代の人材育成を目指した塾を開校
生涯活躍かみしほろ塾
北海道十幌町
地域資源を活かした取組「高鍋デザイン

プロジェクト「まほろばTAKANABE」
宮崎県高鍋町
3044 (7)

「高校の存続は地域の存続」へ能登高校
魅力化プロジェクト
石川県能登町
3045 (8)

美しい自然を舞台に一人ひとりが主役
になる暮らしを、働きたい、訪れたい
まちを目指して
福井県高浜町
3046 (8)

夢と活気のある町に「ここにしかない地
域の宝」を次代に継承する
和歌山県紀美野町
3048 (5)

小さくとも光り輝く村【まほろばの郷
大和村】
鹿児島県大和村
3049 (5)

女性長寿日本一と世界遺産中城城跡の村
沖縄県北中城村
3051 (7)

みどり共生する快適生活空間・あけい
愛知県阿久比町
3052 (7)

富士山と湧水の織りなす風景を継承する
ために「未来への投資」
山梨県忍野村
3054 (6)

自然を愛し子どもとともに夢を育み誇
りを持てる心のふるさと 玖珠
大分県玖珠町
3055 (6)

住民が誇りを持ち、住み続けたい町へ
和歌山県上富田町
3057 (5)

「ほほほほあふれる 和のまちづくり」上
牧町「子育て世代にとって暮らしやすい
まちづくりを推進していこう」
奈良県上牧町
3059 (7)

「住みたいまち、こおり」を目指して「献
上桃の郷」展開プロジェクト
福島県桑折町
3060 (5)

町の担い手である民間と市民が稼ぎ域内
経済循環を生む
岩手県紫波町
3061 (6)

幸せを感じられる地域づくり
さくらデザインプロジェクト
秋田県藤里町
3062 (8)

和紙のふるさと 小川町「小川和紙の歴
史と伝統を継ぐ」
埼玉県小川町
3064 (7)

食育・木育・花育からつながる心育へ
北海道当麻町
3065 (17)

高山右近生誕地のまち「少子・高齢化社
会の進展による「厳しく困難な未来」を
克服するために」
大阪府豊能町
3066 (5)

『お達者』で暮らしをまちづくりを目指
して
静岡県森町
3068 (7)

地域資源を生かしたまちづくり「鳴り石
の浜プロジェクト」
鳥取県豊浦町
3070 (5)

複合型農業の再興を目指す町 岩手県住
田町を訪ねて「地域農政未来塾運営委員
長 最優秀論文受賞者を訪問」
岩手県住田町
3071 (5)

地域の未来を繋ぐ「よさのみらい大学」
京都府与謝野町
3072 (6)

周防大島町には理想の島暮らしがある
「ひと」や「じ」の流れを定住につ
なげる
山口県周防大島町
3073 (5)

新任都道府県町村会長の略歴…3003
6、30037、30040、30041、3
0044、30061、30071、30074
国政情報…30036、30039、3004
3、30046、30050、30053、3
0056、30061、30064、30066、
30070、30073

町村ご当地キャラじまん…30035、3
040、30042、30045、30049、

30070、30073

30070、30073

30070、30073

情 報

新任都道府県町村会長の略歴

長野県町村会は平成31年2月19日の定期総会で次の通り会長を選出した。(2月19日就任)

長野県町村会長
小島郡長和町長



羽田 健一郎
昭和21年7月17日生

【住所】小島郡長和町和田1046
【町村長としての当選回数】7回(旧和町村長3回・長和町長4回)

【町村長に就任するまでの経歴】
昭和45年羽田孜事務所入所▽昭和63

- 3052、3055、3060、3064、3065、3069、3072
- 町村Navi:3036、3037、3038、3040、3041、3043、3044、3046、3048、3050、3051、3053、3054、3056、3057、3058、3059、3061、3062、3066、3068、3070、3071、3073、3074
- 新刊紹介:3037、3040、3044、3045、3053
- 日本ファームステイ協会について(一)

社)日本ファームステイ協会代表理事
上山 康博 3044 (6)
平成29年度公有物件災害共済事業の概要報告Ⅱ一般財団法人全国自治協会 3048 (10)
平成29年度町村職員生活協火災・自動車共済事業の概要報告 3049 (10)
これからの地域づくりと農村価値創生で報告書 3056 (6)
「広報セミナー2018」を開催 3060 (11)
町村週報主要索引(平成30年4月〜平成31年3月) 3074 (8)

年羽田孜農林水産大臣秘書官▽平成6年羽田孜内閣総理大臣秘書▽平成9年羽田孜事務所退所▽平成9年和田村長就任▽平成17年町村合併により失職▽平成17年長和町長就任

【町村会関係の経歴】▽平成18年監事▽平成21年理事▽平成23年副会長

【主な業績】▽特定環境保全公共下水道と農業集落排水事業の下水道統合事業▽デジタル同報系防災無線の整備▽若者向け町営住宅60戸建設▽18歳までの医療費無料化▽新庁舎建設▽マイギリスセットフード町との国際交流▽小中学校給食費無料化▽若年層向け宅地造成▽遊休荒地をワイン葡萄栽培誘致▽黒曜石の日本遺産認定▽生ごみ処理施設建設▽保育園・子育て支援センター建設▽中学校統合

【趣味】ゴルフ
【家族】妻

車両共済(保険)のご案内

(一般自動車保険の車両保険)

この車両共済(保険)は、町村生協の自動車共済で補償する対人賠償、対物賠償、限定搭乗者傷害等に加え「ご自身のおクルマの補償(車両保険)」を追加する制度です。お車が衝突した場合や台風・いたずら・盗難など偶然な事故で損害を被ったときに、共済(保険)金をお支払いします。

町村生協の自動車共済にご加入の皆さまなら!

- 無事故による割引で新規から **43%(保険料)割引**
- ご加入を希望するお車が町村生協の自動車共済で過去3年無事故の場合は、ノンフリート等級9等級からスタートします。
- 集団扱年一括払による割引でさらに **5%割引**
- 保険料分割払(12回)も選択可能です。
- 保険料分割払をご利用の場合は上記の集団扱年一括払の5%割引の適用はありません。

このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容については取扱代理店(千里)までお問い合わせください。

※この車両共済(保険)をご契約いただける方は、全国町村職員生活協同組合の自動車共済に加入されている方に限ります。

●お見積りのご請求・お申込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください●

株式会社 千里 (取扱代理店)
〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内
●ホームページアドレス <http://www.chisato-ag.co.jp>

お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください
(受付時間: 祝日、年末年始を除く月~金 午前9時30分~午後5時)
TEL 0120-731-087
FAX 03-3519-7325

●「車両共済(保険)制度」は、全国町村職員生活協同組合と損害保険ジャパン日本興亜株式会社とが集団扱契約を締結し、実施しているものです。
●集団扱としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が損保ジャパン日本興亜の定める条件を満たす場合のみとなります。
詳細については、取扱代理店(千里)までお問い合わせください。

〔車両保険引受保険会社〕損害保険ジャパン日本興亜株式会社

さまざまな「集いの場」を 演出いたします

東京でのイベントに最適な
絶好のロケーションを誇る全国町村会館。
かけがえのないひとときを、
上質なサービスでおもてなしいたします。

県人会など同郷者の集い、
同窓会、親睦会などの懇談会

観光PR、移住セミナー
職員採用試験などの説明会

職員旅行・家族旅行

広さと設備が多彩な大ホールと、3つの
会議室がございます。
会議・研修、パーティーなどに幅広くご利用
いただけます。



和・洋食のレストランも お気軽にご利用ください

全国町村会館には、
会議室・宴会場のほかに、
ふたつのレストランもございます。
お気軽にお立ち寄りください。



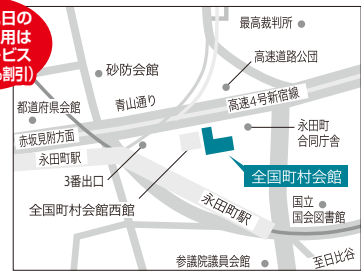
カジュアルレストラン「ペルラン」



和食処「さいかち」

客室のご案内	SINGLE ROOM	シングル	119室	DOUBLE ROOM	ダブル	12室	TWIN ROOM	ツイン	18室
	和室もございますのでお問い合わせください。(禁煙ルームもご用意しております。)								
	※市町村職員共済組合等の宿泊助成券がご利用いただけます。								

週末・祝日の
宿泊ご利用は
特別サービス
(最大20%割引)



ご予約・お問い合わせ

全国町村会館
TEL.03(3581)0471
FAX.03(3581)0220
〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号
ホームページアドレス <http://www.zck.or.jp/kaikan>

- 全国町村会館へのアクセス
- ・有楽町線・半蔵門線・南北線「永田町駅」3番出口徒歩1分
- ・丸の内線・銀座線「赤坂見附駅」徒歩8分
- ・タクシー東京駅から約20分

